

訪問介護サービス事業計画書

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、職員が一体となって支援する。

1 自立した日常生活の支援

事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性及びその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、その他、生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者との信頼関係の確保

訪問介護サービス提供の開始に際し、予めサービス利用者又は家族に対し、訪問介護事業所のサービスの内容、利用における重要事項について説明し同意を得る。また、サービスを提供する中で相談援助を行うと共に、常にネームを携帯し、信頼関係の構築に努める。

3 利用者処遇

サービスを利用者の心身の状況、ニーズや要望及び介護の状況などを把握し、訪問介護計画書を作成する。また、日々変化する介護状況の中、よりよいサービスが提供できるよう、常に気づきの目を養う。

4 関係機関との連携

利用者へのよりよいサービスが提供できるよう、町・医療機関・社会福祉協議会・支援事業者等との情報交換、情報の共有に努める。

5 介護タクシーとの連携

利用者への介護輸送、ケア輸送の円滑な提供。

6 講習会・研修会・会議

講習会、研修へ参加し、ヘルパーのスキルアップに努める。

7 執務環境整備

報（報告）、連（連絡）、相（相談）の徹底を図り、日々変わる利用者の健康状態等をヘルパー全員が把握できるように努める。また、ヘルパー自身の健康管理にも十分配慮できるように努力する。

